

浜松いわた信用金庫が実施する 支縁重量株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、浜松いわた信用金庫が実施する支縁重量株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2025年2月28日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

支縁重量株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：浜松いわた信用金庫

評価者：一般財団法人しんきん経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、浜松いわた信用金庫が支縁重量株式会社（「支縁重量」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、一般財団法人しんきん経済研究所（「しんきん経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。浜松いわた信用金庫は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、しんきん経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、浜松いわた信用金庫及びしんきん経済研究所にそれを提示している。なお、浜松いわた信用金庫は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。



- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

浜松いわた信用金庫及びしんきん経済研究所は、本ファイナンスを通じ、支縁重量の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、支縁重量がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

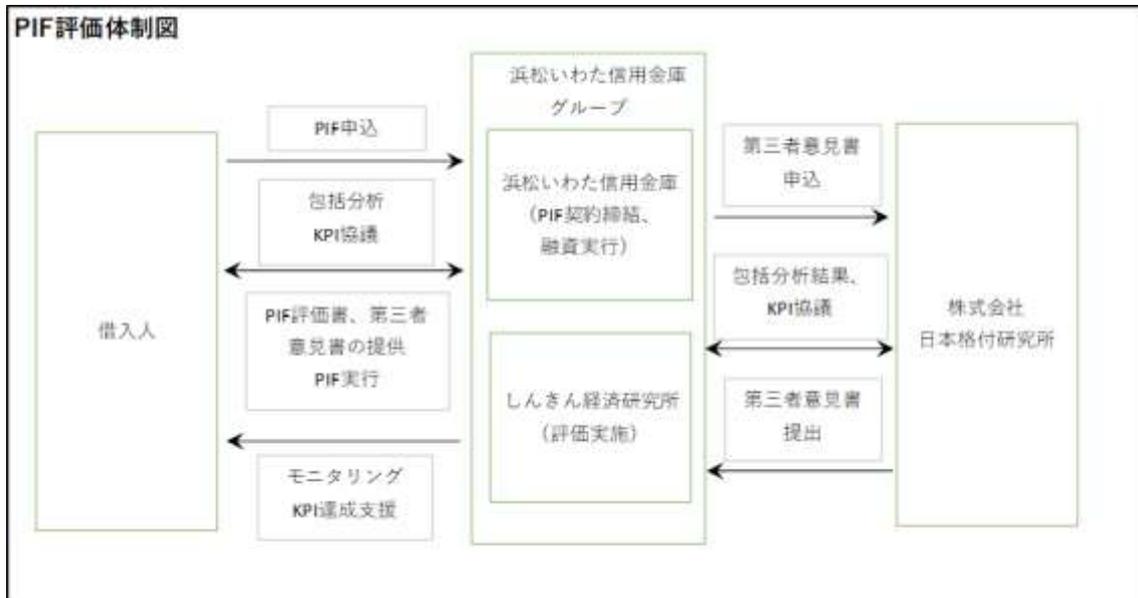
ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、浜松いわた信用金庫が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス-活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 浜松いわた信用金庫は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：浜松いわた信用金庫提供資料)

(2) 実施プロセスについて、浜松いわた信用金庫では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、浜松いわた信用金庫からの委託を受けて、しんきん経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全てしんきん経済研究所が作成した評価書を通して浜松いわた信用金庫及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、しんきん経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である支縁重量から貸付人である浜松いわた信用金庫及び評価者であるしんきん経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置された



JCR Sustainable PIF for SMEs

ポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

後藤 遥菜

後藤 遥菜



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると默示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：支縁重量株式会社

2025年2月28日
一般財団法人 しんきん経済研究所

目次

<要約>	1
1. 企業概要	2
1-1 事業概況	2
1-2 経営理念・経営方針、体制	3
2. サステナビリティ活動	4
2-1 社会面での活動	4
2-2 社会経済面での活動	6
2-2 自然環境面での活動	6
3. 包括的分析	7
3-1 UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析	7
3-2 個別要因を加味したインパクトエリア/トピックの特定	7
3-3 特定されたインパクトエリア/トピックとサステナビリティ活動の関連性	7
3-4 インパクトエリア/トピックの特定方法	8
4. KPI の設定	9
4-1 社会面	9
4-2 社会経済面	11
4-3 自然環境面	12
5. マネジメント体制	13
6. モニタリングの頻度と方法	13

<要約>

支縁重量株式会社（以下、当社）は、2018年に水口貴之氏が個人創業し、2020年に法人設立をした、各種重量物運搬据付業を営む企業である。

水口貴之氏は、同業他社で経験を積んだ後、スピンアウトした。現在の従業員も同業他社の同僚であり、会社としては設立4年目だが、全員が業務内容に精通しており、取引先からの信頼も厚い。

仕入先は榊佐野と取引しているため安定供給が可能となっており、主要販売先も吉和田総合サービス(株)等を抱えている。業況も順調に推移して直近決算（2023年11月期）では売上が1億円の大台に乗り、利益計上もしている。

当社が、顧客から最も評価されている点、もしくは最も自信がある点は、ソフト面では「レスポンスの速さ（見積回答・納期など）」であり、技術面では「確かな技術に裏付けされた正確な据付」である。また、単に重量物を据え付けるだけでなく、顧客が成し遂げたいことをできる範囲で支援していく、いわゆる「取引先支援」においても貢献したいと考えている。

今後は、経営体制の強化、従業員の育成、新規取引先の増加に取り組むとともに、カーボンニュートラルへの対応も積極的に行う予定である。将来的には、売上増加に伴い手狭になっている賃貸倉庫から本社を移転新築する計画を持っている。

このような環境下、当社は次の様な取り組み（サステナビリティ活動）をしている。

- ① 若手の採用強化
- ② 業務に必要な資格の整理と取得しやすい環境整備
- ③ 産休・育休の取得と職場復帰の促進
- ④ 労務管理
- ⑤ 安全管理（労災事故）
- ⑥ レスポンスの速さと顧客満足度の向上
- ⑦ 新規取引先数の増加
- ⑧ エネルギーの削減とリサイクル
- ⑨ CO₂排出量の把握と削減

今回実施の「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の概要

金額	50,000,000円
資金使途	運転資金 設備資金（搬送用トラック23百万円・フォークリフト4百万円）
モニタリング期間	10年

1. 企業概要

企業名	支縁重量株式会社	
所在地	静岡県浜松市浜名区西美園 1034-3	
事業所	本社（登記上）：静岡県浜松市浜名区西美園1034-3（社長自宅） 事務所・倉庫：静岡県浜松市浜名区根堅1714-1（賃貸） ＊静岡県浜松市浜北区中瀬9170に土地は用意しており、 将来的に本社を移転する計画がある。	
従業員数	4名	
資本金	1,000千円	
事業内容	建設業（工場内機械設備の設置・移動・解体） 各種重量物運搬据付	
主要取引先	（販売先）	吉和田総合サービス(株)・アールエム東セロ(株)・(株)SK トータルサービス・(株)テーエーシー拓設ほか
	（仕入先）	(株)佐野・(株)MonotaRO ほか
	（外注先）	酒井重機・児玉工業・ビップ(株)・(株)スズキョウほか
沿革	2018年	静岡県浜松市浜名区西美園にて水口貴之氏個人創業 支縁重量株式会社設立 水口貴之氏が代表取締役に就任
	2020年	

1-1 事業概況

(1) 事業概要

当社は、2018年に水口貴之氏が個人創業し、2020年に法人設立をした、各種重量物運搬据付業を営む企業である。

水口貴之氏は、同業他社で経験を積んだ後、スピンアウトした。現在の従業員も同業他社の同僚であり、会社としては設立4年目だが、全員が業務内容に精通しており、取引先からの信頼も厚い。

仕入先は(株)佐野と取引しているため安定供給が可能となっており、主要販売先も吉和田総合サービス(株)等を抱えている。業況も順調に推移して直近決算（2023年11月期）では売上が1億円の大台に乗り、利益計上もしている。

当社が、顧客から最も評価されている点、もしくは最も自信がある点は、ソフト面では「レスポンスの速さ（見積回答・納期など）」であり、技術面では「確かな技術に裏付けされた正確な据付」である。また、単に重量物を据え付けるだけでなく、顧客が成し遂げたいことをできる範囲で支援していく、いわゆる「取引先支援」においても貢献したいと考えている。

今後は、経営体制の強化、従業員の育成、新規取引先の増加に取り組むとともに、カーボンニュートラルへの対応も積極的に行う予定である。将来的には、売上増加に伴い手狭になっている賃貸倉庫から本社を移転新築する計画を持っている。

(2) 業務プロセス

当社の業務プロセスは、現場によって若干の相違はあるが、概ね下記のようになっている。

- ① 現場下見 現場の下見をして必要な機材等のチェックを行う。
- ② 見積り作成 現場の下見を参考に見積りを作成する。
- ③ 受注 発注元から予算・期間等の指示を受ける。
- ④ 図面作成 現場の下見を参考に据付図面を作成する。
- ⑤ 解体 旧機械の解体・撤去を行う。
- ⑥ 機械据付 新しい機械の運搬・据付を行う。
- ⑦ 掃除 据付場所の掃除を徹底して行う。
- ⑧ 発注者検収 新しい機械が正確に据付されているかなど、発注者が検収する。
- ⑨ 引渡完了 据付工事を完了し、引渡しを行う。
- ⑩ 請求書作成 請求書を作成し、発注元に送付する。

1-2 経営理念・経営方針、体制

(1) 経営理念

人の縁を大切にしてお客様を支えていく。

支え合えるようなお客様と仕事をしていく。

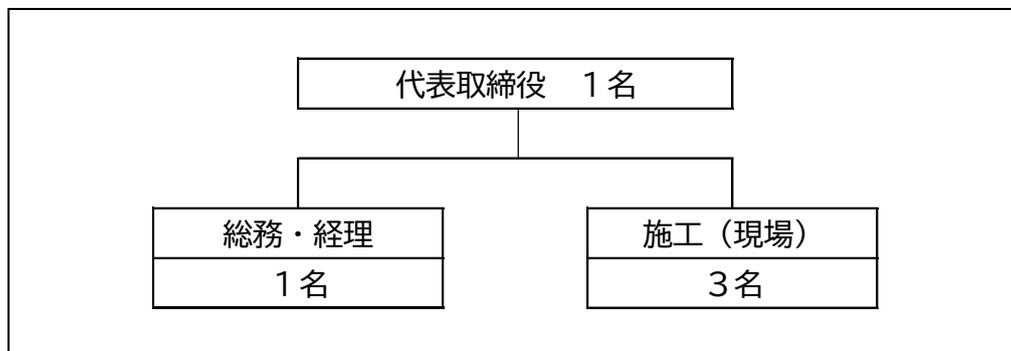
(出所：当社社長へのヒアリング)

「支縁重量」という社名に込めた思いの中に経営理念が詰まっている。2025年11月期中に予定しているホームページ開設のタイミングで更に具体化していく予定である。

(2) 経営計画

経営計画については、2025年11月期より作成している。また、税理士法人 TARGA の指導を受け、決算書及び毎月の試算表を正確に作成している。今後は、作成した経営計画を、決算書及び試算表にて計画の進捗管理を行っていく。そして、10年後には売上倍増（2億円以上）を目標に、体制整備を図っていく予定である。

(3) 組織図



(出所：当社社長へのヒアリング)

元々、従業員は当社社長が同業他社で働いていた時の同僚であり、経験豊富である。また、総務・経理のアドバイザーとして、税理士が税務関係を、中遠労務協会が労務関係を担っている。

2. サステナビリティ活動

2-1 社会面での活動

(1) 若手の採用強化

当社の年齢別従業員構成比をみると、20歳代・30歳代が多く（平均年齢33歳）、ベテランがいない若手中心の構造となっている。当社社長が39歳と若いため、自分より年下の従業員が多くなる傾向にあるが、現在の従業員は、当社社長が同業他社で働いていた時の同僚であり、業務経験は問題ない。

また、当社社長は、税理士・社会保険労務士・金融機関（浜松いわた信用金庫）に積極的に連携を取りながら経営を行っている。

2024年11月末現在 *正規従業員（パート・役員は除く） (単位：人)

	20歳代以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代以上	合計	男女比率
男性	2	1	0	0	0	3	75.0%
女性	0	1	0	0	0	1	25.0%
合計	2	2	0	0	0	4	100.0%
年齢比率	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	

(出所：当社社長へのヒアリング)

今後は、人手不足の中、新卒（高卒）や若手の経験者を中途採用していく方針である。なぜなら、若手は中長期的に育成ができ、長く会社に貢献してもらえるからである。それには、まずホームページを開設し、採用に活かすとともに、社会保険労務士の助言をもらいながら、労務規定の再整備を図ることを考えている。あくまでもチームワークのできる人間性重視で採用する基本方針である。

また、将来的に環境と条件が整えば、障がい者の雇用もしていきたいと考えている。

(2) 業務に必要な資格の整理と取得しやすい環境整備

例えば、クレーン等の運転業務では、作業の危険度によって必要な資格や教育が定められている。荷重が重くなればなるほど作業の危険度が増すため、相応の技術が必要になる。

移動式クレーンのつり上げ荷重	必要資格等
5 t 以上	免許（国家試験の合格が必要）
1 t 以上5 t 未満	技能講習（作業主任者等が受ける講習）
1 t 未満	特別教育（修了書の交付あり）

2024年11月末現在の当社従業員の免許取得者は2名であり、「技能講習」に留まっている者もいるため、今後はワンランク上の資格である「免許」を取ってほしいと考えている。現在、資格取得の費用は、会社が全額負担している。今一度、業務に必要な「資格」を一覧表に整理し、会社として資格取得費の補助を継続するとともに、新たにインセンティブとして資格報奨金などの手当を検討する。そして、必要ならば就業規則・給与体系の見直しと改定を行い、「資格取得手当制度」を新設する方針である。

(3) 産休・育休の取得と職場復帰の推進

当社の場合、正規従業員のうち女性は1名で女性比率は25%である。過去に産休・育休を1回取得しており、その後職場復帰も果たしている。その時は、社会保険労務士と相談しながら実施したが、今後も積極的に取り組んでいく方針である。また、ワークライフバランスの観点から、男性の育休も奨励しており、短期間ではあるが取得している。

(4) 労務管理

① 残業管理

現状、従業員がまだ4人のため、残業は「作業報告書(日報)」に記載し管理している。残業は月によって波はあるが、月平均30時間程度である。今後は、「残業時間25時間/月以下の厳守」を掲げるとともに、管理システムの導入も検討していく方針である。

② 有給休暇

有給休暇は、年20日の内平均6割を取得している。従業員がまだ少なく仕事に穴をあけて取引先に迷惑をかけないためにも、従業員の健康管理が大切である。今後は「年間15日以上の有給取得」を掲げ、取り組んでいく。従業員が取りやすいように「ネーミング休暇」も検討していく方針である。(例えば、バースデー休暇・ヘルシー休暇・ホーム休暇・ホビー休暇など)

③ 定休日の設定と休日出勤の削減

工場のレイアウト変更等に伴う機械の据付工事は、通常工場の稼働していない土日・夏休み・年末年始に行われるケースが多い。ゆえに、社員が一斉に休む定休日を決めることが難しくなっている。将来的には、人員等が揃うなど条件が整えば、「定休日」を設けたいと考えている。そして、作業の効率化を図り、極力休日出勤も削減していく方針である。

④ 給与水準(年収)

当社の給与水準(年収)は、令和5年度民間給与実態統計調査(国税庁)の業種別(建設業)・事業所規模別(1~4人)平均給与を超えている水準である。

⑤ 福利厚生

当社の基本的な福利厚生としては、通勤手当・定期健康診断・慶弔規程・企業年金・年次有給休暇・育児休業などが挙げられる。今後は、資格取得手当制度を新設するなど福利厚生内容の充実を図っていく方針である。

(5) 安全管理(労災事故)

当社は、各種重量物運搬据付をメイン業務にしており、重量物を取り扱うため、労災事故の危険性も高い。会社設立して4年が経つが、2024年8月、初めて労災事故(高所から転落)が起きた。すぐさま対策会議を開き、労災事故の再発防止の徹底を図った。

今後は、「労災事故ゼロ」を目指して、毎月従業員全員で「安全管理会議」を開催し、再発防止策の確認、事故につながる可能性のある事例について共有するなど、労働環境の改善に努めていく方針である。

2-2 社会経済面での活動

(1) レスポンスの速さと顧客満足度の向上

当社が顧客から最も評価されている点、もしくは最も自信がある点は、ソフト面では「レスポンスの速さ（見積回答・納期など）」であり、技術面では「確かな技術に裏付けされた正確な据付」である。それに加え、重量物据え付け後の「掃除を徹底して行う」ことにも力を入れている。そして、「素直さと笑顔」での対応を心がけ、顧客満足度の向上を図っている。単に、重量物を据え付けるだけではなく、顧客が成し遂げたいことをできる範囲で支援していく、いわゆる「取引先支援」においても貢献したいと考えている。

(2) 新規取引先数の増加

当社の主要販売先は、吉和田総合サービス㈱などがあるが、業務拡大を図っていくためには、新たな取引先の増加は必須の課題である。また、当社の取引先は、地元で生産・雇用・消費・納税する中小企業が多いため、新規取引先数の増加は、地域経済の活性化や雇用創出にも貢献する。当社が新規取引先数を増やすためには、前提としてより効率化・短納期化・正確性・機動性を図ることが必要となる。その活動により、既存先サプライチェーンへのメンテナンス等において、人手不足の中、より質の高い生産ラインの効率化・省力化提案が可能となり、既存先の工場稼働率の向上に貢献することができる。

今後、既存先数は維持する中で、毎期、新規取引先を1件以上増加させる方針である。

2-3 自然環境面での活動

(1) エネルギーの削減とリサイクル

① 軽油使用量の月次把握

当社で最も使用するエネルギーは「軽油」である。トラックなど大型車両には軽油を燃料とするディーゼルエンジンを採用している。ディーゼルエンジンの特徴は、パワーの強さと燃費の良さである。今後は、「軽油の使用量を月次単位で目標対比のチェックを行う」予定である。相乗り、輸送経路の短縮化、アイドリングストップなどにより削減を行う。

② ごみの分別と削減

当社のごみは、金属、ビニール、断熱材などの解体や処分時に出る「産業廃棄物」と機械設備搬送・設置時に出る「梱包用資材」である。基本的には、事務所敷地内にコンテナを置き分別するとともに、産廃業者を使いリサイクル処理をしている。

(2) CO₂排出量の把握と削減

2025年11月期より「しずおかGXサポート」などの算定ツールを導入すると同時に専任担当者の設置も行う。2026年11月期からCO₂排出量を把握するとともに、2027年11月期には2035年11月期までの削減計画を作成する方針である。そして、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする国際的な流れに同調する取り組みを継続的に進めていく。

3. 包括的分析

3-1 UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析

UNEP FI のインパクト分析ツールを用いて、当社の各種重量物運搬据付事業について網羅的なインパクト分析を実施した。現場での時間配分をベースに、各事業の配分<業種コード 5229 その他の輸送支援活動 (80%)、業種コード 4311 解体 (10%)、業種コード 8129 その他の建築物および産業用清掃活動 (10%)>を行った。その結果、90%以上の強いインパクトと20%以下の弱いインパクトが検出されたが、強いインパクトを与える活動について検討した。よって、既定値は業種コード 5229 のインパクトのみを抽出したものと一致することとなった。そして、ポジティブ・インパクトとして、「雇用」「賃金」「零細・中小企業の繁栄」が、ネガティブ・インパクトとして「健康および安全性」「社会的保護」「生物種」「廃棄物」が抽出された。

3-2 個別要因を加味したインパクトエリア/トピックの特定

当社の個別要因を加味して、当社のインパクトエリア/トピックを特定した。

その結果、従業員のスキルアップを図るため、業務に必要な資格を整理し、取得しやすい環境を整備することから「教育」をポジティブ・インパクトに追加した。また、CO₂排出量算定ツールを導入し、排出量を把握するとともに、削減計画を作成することから「気候の安定性」をネガティブ・インパクトに追加した。

ネガティブ・インパクトの内、「生物種」については、当社の事業において生態系に影響を及ぼすようなことがないため、削除した。また、当社のごみは、解体や処分時に出る産業廃棄物と梱包用資材が主だが、基本的にリサイクル可能な資源は、すべてリサイクルしている。加えて、古い機械の中でまだ使用可能な機械は再利用、解体が必要な機械はリサイクルをするなど、十分な取り組みがなされていることから、「廃棄物」も削除した。

3-3 特定されたインパクトエリア/トピックとサステナビリティ活動の関連性

当社のサステナビリティのうち、新卒（高卒）または若手の経験者の採用を強化する取り組みが、「雇用」のポジティブに寄与する。また、従業員のスキルアップを図るため、取得すべき資格を明確化する取り組みは、「教育」のポジティブに該当し、資格取得のための受験費用を会社で負担していることから、「社会的保護」のネガティブにも該当する。さらに、資格取得手当制度の新設と当社の給与水準（年収）が、令和5年度民間給与実態統計調査（国税庁）の業種別（建設業）・事業所規模別（1~4人）平均給与を超えていることから「賃金」のポジティブに該当する。当社の取引先は、地元で生産・雇用・消費・納税する中小企業が多いため、新規取引先数を増加させることは、地域経済の活性化や雇用創出に貢献することから、「零細・中小企業の繁栄」のポジティブに該当する。

基本的な福利厚生と産休・育休の取得は、「社会的保護」のネガティブに該当する。また、年間労災事故ゼロの達成と継続する取り組みや残業管理・有給休暇の取得などは、「健康および安全性」のネガティブに該当する。さらに、CO₂排出量を把握し削減を図る取り組みは、「気候の安定性」のネガティブに該当する。

3-4 インパクトエリア/トピックの特定方法

UNEP FI のインパクト分析ツールを用いたインパクト分析結果を参考に、当社のサステナビリティに関する活動を当社の提供資料、ヒアリング等から網羅的に分析するとともに、当社を取り巻く外部環境や地域特性等を勘案し、当社が社会・環境・経済に対して最も強いインパクトを与える活動について検討した。そして、当社の活動が、対象とするエリアやサプライチェーンにおける社会・環境・経済に対して、ポジティブ・インパクトの増大やネガティブ・インパクトの低減に最も貢献すべき活動を、インパクトエリア/トピックとして特定した。

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いたインパクト分析結果】

	インパクトエリア	インパクトトピック	既定値		修正値	
			ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
社会面	人格と人の安全保障	紛争				
		現代奴隷				
		児童労働				
		データプライバシー				
		自然災害				
	健康および安全性					
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水				
		食料				
		エネルギー				
		住居				
		健康と衛生				
		教育				
		移動手段				
		情報				
		コネクティビティ				
		文化と伝統				
		ファイナンス				
	生計	雇用				
		賃金				
社会的保護						
平等と正義	ジェンダー平等					
	民族・人種平等					
	年齢差別					
	その他の社会的弱者					
社会経済面	強固な制度・平和・安定	法の支配				
		市民的自由				
	健全な経済	セクターの多様性				
		零細・中小企業の繁栄				
	インフラ					
経済収束						
自然環境面	気候の安定性					
	生物多様性と生態系	水域				
		大気				
		土壌				
		生物種				
		生息地				
	サーキュラリティ	資源強度				
廃棄物						

4. KPI の設定

特定されたインパクトエリア/トピックのうち、環境・社会・経済に対して一定の影響が想定され、当社の経営の持続可能性を高める項目について、以下のとおり KPI が設定された。

4-1 社会面

インパクトレーダーとの関連性	雇用
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの増大
テーマ	若手の採用強化
取組内容	年齢別従業員構成比をみると、20 歳代・30 歳代が多い。従業員は現状 4 人であるため、外注に頼るケースが多い。外注の内製化を図るため、新卒（高卒）または若手の経験者を中心に採用を拡充する。そして、10 年後には売上倍増（2 億以上）を目標に、体制整備を図る。
SDGs	8.5 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。 
KPI（指標と目標）	2025 年 11 月期 ホームページの開設 2026 年 11 月期 労務規定の再整備* 2027 年 11 月期までに若手（20～30 歳代）従業員を 2 人以上増加させる。 2035 年 11 月期までに若手（20～30 歳代）従業員をさらに 6 人以上増加させる。

*労務規定の再整備については、「教育・賃金・社会的保護」の就業規則・給与体系の見直しと改定にリンクさせる。

インパクトリーダーとの関連性	教育、賃金、社会的保護
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの増大/ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	業務に必要な資格の整理と取得しやすい環境整備
取組内容	従業員のスキルアップを図るため、取得すべき資格を明確化し、会社として資格取得費の補助を継続するとともに、新たにインセンティブとして資格報奨金などの手当を検討する。
SDGs	<p>4.3 2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手頃な価格で質の高い技術教育、職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。</p> <p>8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。</p> <p>10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p>   
KPI (指標と目標)	<p>2025年11月期 業務に必要な資格を一覧表に整理</p> <p>2026年11月期までに就業規則・給与体系の見直しと改定を行い、「資格取得手当制度」を新設する。(労務規定の再整備)</p> <p>以後は、業務に必要な資格者数の目標を設定し、設定した目標数などのKPIを再設定する。</p>

インパクトレーダーとの関連性	健康および安全性
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	年間労災事故ゼロの達成と継続
取組内容	毎月従業員全員で「安全管理会議」を開催し、再発防止策の確認等を行い、年間労災事故ゼロの達成と継続に努める。
SDGs	<p>8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p> 
KPI (指標と目標)	毎月「安全管理会議」を行い、2025年11月期には年間労災事故ゼロを達成し、以後も継続する。

4-2 社会経済面

インパクトレーダーとの関連性	零細・中小企業の繁栄
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの増大
テーマ	新規取引先数の増加
取組内容	当社の取引先は、地元で生産・雇用・消費・納税する中小企業が多いため、新規取引先数を増加させることで、地域経済の活性化や雇用創出に貢献することを目指す。
SDGs との関連性	<p>8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。</p> 
KPI (指標と目標)	2025年11月期より毎期、新規取引先を1件以上増加させる。

4-3 自然環境面

インパクトレーダーとの関連性	気候の安定性
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	CO ₂ 排出量の把握と削減
取組内容	CO ₂ 排出量算定ツールを導入し、排出量を把握するとともに、削減計画を作成し、実施する。
SDGs との関連性	<p>13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び対応力を強化する。</p> 
KPI（指標と目標）	<p>2025 年 11 月期 CO₂ 排出量算定ツールの導入と専任担当者の設置</p> <p>2026 年 11 月期 CO₂ 排出量の把握</p> <p>2027 年 11 月期 2035 年 11 月期までの削減計画を作成し、以後計画に沿って実施する。</p> <p>融資期間中に削減計画を達成した場合は、再度の目標設定等をする。</p>

5. マネジメント体制

最高責任者	代表取締役 水口 貴之氏
実行責任者 兼プロジェクトリーダー	谷高 豪氏
担当部署	施 工

6. モニタリングの頻度と方法

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成及び進捗状況については、浜松磐田信用金庫と当社の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年 1 回実施するほか、日ごろの情報交換や営業活動の場等を通じて実施する。

浜松磐田信用金庫は、KPI の達成に必要な資金及びその他のリソースの提供、浜松磐田信用金庫が持つネットワークから外部の資源ともマッチングすることで KPI の達成をサポートする。

モニタリング期間中に達成した KPI については、達成後もその水準を維持しているか確認し、経営環境の変化などにより KPI を変更する必要がある場合は、浜松磐田信用金庫と当社が協議の上、再設定を検討する。

以上

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、一般財団法人しんきん経済研究所（以下、しんきん経済研究所）が、浜松磐田信用金庫から委託を受けて実施したもので、しんきん経済研究所が浜松磐田信用金庫に対して提出するものです。
2. しんきん経済研究所は、依頼者である浜松磐田信用金庫及び浜松磐田信用金庫がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する支縁重量株式会社から供与された情報と、しんきん経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

<評価書作成者及び本件問合せ先>
一般財団法人しんきん経済研究所
主席研究員 澤柳 俊睦

〒432-8036
静岡県浜松市中央区東伊場二丁目7番1号
浜松商工会議所会館5階
TEL：053-452-1510 FAX：053-401-6511